

違法ドラッグは

買わない 使わない かかわらない



●違法ドラッグって？「合法」だから「安全」？

麻薬・覚醒剤・大麻等には指定されていませんが、妄想、幻覚、幻聴、精神への悪影響や意識障害などをおこすおそれがある製品です。「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」などと称して販売されているため、まるで身体に影響がなく、安全であるかのように誤解されがちですが、覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が体に出るのかわからず、乱用による健康被害が発生しており、大変危険です。

●危険性は？

違法ドラッグの摂取や使用による錯乱状態他人を殺害した例や過量使用による急性中毒死など、命にかかわる事故・事件が報告されています。

違法ドラッグの乱用を通じて麻薬等の乱用へと移行する危険性が高く、さらには犯罪等へ悪用され、社会全体に影響を及ぼす恐れがあります。

違法ドラッグの例



アロマオイルとして



お香として



バスソルトとして

薬物乱用への甘い誘いに気を付けよう



- ・やせられるよ！
- ・クスリでちょっと遊ぼうよ
- ・面白いクスリがあるんだけど
- ・イライラがとれてすっきりするよ
- ・肌がきれいになるよ
- ・眠気がとれて、勉強ができるよ
- ・とりあえず、預かってよ
- ・ただの栄養剤だよ
- ・ちょっとだけ、ためしてみない
- ・みんなやってるよ
- （やってないのはきみだけ）
- ・最高の気分が味わえるよ
- ・1回だけなら平気さ
- ・お金はこの次でいいよ



保護者の皆様へ～薬物乱用防止はまず家庭から～

少年による、違法ドラッグや大麻などの薬物乱用が問題となっています。これらの薬物は、容易に体内に摂取できることから抵抗感や罪悪感が希薄になりやすく、少年のファッション感覚による乱用の拡大が懸念されています。

家庭においては、心も身体もボロボロにする薬物乱用の恐ろしさについてしっかりと指導するとともに、子どもの心や身体の変化を見逃さず、薬物乱用の疑いのある場合には、最寄りの警察署、保健所、こころの健康センターへ相談し、早急に対応することが必要です。



薬物に手をださせないための7か条

1. 子どもの心と体の変化について理解しましょう。
2. 毎日、家族の会話を大切にしましょう。
3. 子どもの話には常に耳を傾けましょう。
4. 友情をつちかい、悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう。
5. 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう。
6. 子ども自身で、健全な判断ができるように育てましょう。
7. 家族そろってのコミュニケーションの場を大切にしましょう。

三重県では、薬物乱用に関する相談を受け付けています。最寄りの保健所へ連絡してください。

お問い合わせ先 午前8時30分より午後5時15分まで 土・日・祝を除く毎日

保健所	電話	住所
桑名保健所	0594-24-3623	桑名市中央町5-71
鈴鹿保健所	059-382-8674	鈴鹿市西条5-117
津保健所	059-223-5112	津市桜橋3-446-34
松阪保健所	0598-50-0529	松阪市高町138
伊勢保健所	0596-27-5151	伊勢市勢田町628-2
伊賀保健所	0595-24-8080	伊賀市四十九町2802
尾鷲保健所	0597-23-3461	尾鷲市坂場西町1-1
熊野保健所	0597-85-4102	熊野市井戸町383
こころの健康センター	059-223-5241	津市桜橋3-446-34
健康福祉部薬務感染症対策課	059-224-2330	津市広明町13
四日市市保健所	059-352-0592	四日市市諏訪町2-2

薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」



三重県

薬物乱用とは?

薬物乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。覚醒剤などの違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に**犯罪**です。

また、医薬品でも、病気や傷の治療等の正しい目的以外に使えば乱用です。

乱用される危険のある薬物



覚醒剤

幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると死に至る。また使用を止めても再燃(フラッシュバック)する。



大麻

感覚が異常になり、幻覚や妄想が現れ、精神錯乱を引き起こす。



違法ドラッグ (いわゆる脱法ドラッグ)

吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きるおそれがあり、麻薬や覚醒剤と同様の危険性が指摘されている。



MDMA

強い精神毒性があり、視覚・聴覚を変化させ、様々な障害を引き起こす。



有機溶剤 (シンナーなど)

情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。



コカイン

被害妄想が強烈に現れて、大量に摂取すると痙攣を起こしたり、死に至る。



あへん系麻薬 (ヘロインなど)

嘔吐や痙攣などの激しい禁断症状におそれ、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。



幻覚性きのこ

幻覚、幻聴や妄想が現れて、ときには嘔吐や下痢などの中毒症状を伴う。大量に摂取すると死に至る。

なぜ、薬物乱用はいけないのか

1 脳をおかされて、心も身体もメチャクチャになる。

覚醒剤の場合

幻覚・妄想
フラッシュバックをおこす。
血圧が異常に高くなる。
静脈に炎症をおこす。
強い疲労感や倦怠感、脱力感におそわれる。
依存性が強く止められない。

MDMAの場合

混乱、憂鬱、睡眠障害、脳卒中、けいれん、記憶障害になる。
高血圧になる。心臓の機能不全、心臓発作
肝臓の機能不全
悪性の高体温による筋肉の著しい障害
腎臓と心臓血管の損傷

シンナーの場合

記憶力低下、幻覚、妄想、認知障害は
歯がぼろぼろになる。
視力の低下・失明する。
肝臓の一部が死ぬ。
生殖器の萎縮。
手足のふるえ、しびれ、麻痺。

違法ドラッグの場合

(いわゆる脱法ドラッグ)
意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱などが報道されています。
添付されている物質や含有量が様々であることから、どのような健康被害がおきるかわかりません。

大麻(マリファナ)の場合

精神障害:大麻精神病(幻覚・妄想など)
生殖機能への悪影響
肺ガンの誘発



2 自分の意志ではやめられなくなる。

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、

薬物の“依存性”と“耐性”

○**依存性** → 一回ぐらいならと思って、また使いたくなり、繰り返し使ううちに薬物の使い方のコントロールがきかなくなってしまう。

○**耐性** → 使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効き方がうすれていく。

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしようもない悪循環に陥ります。もはやそうになると自分の意志だけでは止めることはできません。



3 薬物乱用により凶悪な事件が発生する。

薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、殺人等の重大犯罪を引き起こす。



4 薬物欲しさに犯罪をおかすようになる。



薬物を入手するための金欲しさに恐喝事件や窃盗事件をおこす。密売や乱用の勧誘など、犯罪をおかすようになる。

5 法律できびしく禁止されていて、重い罰を受ける。

日本では、薬物の乱用を防止するために、「覚せい剤取締法」「麻薬及び向精神薬取締法」「あへん法」「大麻取締法」「毒物及び劇物取締法」「薬事法」などの法律で罰せられます。



6 友達や家族を失う。



薬物におぼれ、人間関係の破壊により、友人、家族から孤立する。